

# 兵庫県公報

令和7年11月7日 金曜日 第667号

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 訓 令

- 職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） ..... 1

### 告 示

- 有害興行の指定（男女青少年課） ..... 2  
○ 救急病院の認定（医務課） ..... 2  
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課） ..... 3  
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同） ..... 3  
○ 同 上（同） ..... 4  
○ 土地改良区の定款の変更認可（同） ..... 4  
○ 同 上（同） ..... 4  
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同） ..... 5  
○ 特定農業用ため池の指定（同） ..... 5  
○ 特定ため池の指定（同） ..... 5  
○ 令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同） ..... 6  
○ 令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部改正（同） ..... 6  
○ 令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同） ..... 6  
○ 令和2年兵庫県告示第425号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同） ..... 7  
○ 令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同） ..... 7  
○ 令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同） ..... 7  
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同） ..... 8  
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同） ..... 8  
○ 令和5年兵庫県告示第979号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同） ..... 8  
○ 令和5年兵庫県告示第980号（特定ため池の指定）の一部改正（同） ..... 8  
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） ..... 9

### 公 告

- 入札公告（管財課） ..... 9  
○ 県有地の一般競争入札による売払い（同） ..... 12  
○ 落札者等の公示（物品管理課） ..... 14

## 訓 令

### 兵庫県訓令第5号

本 府  
地 方 機 関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

### 職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（表 面）の部中

「氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、兵庫県職員であることを証明する。」

を

「氏 名

上記の者は、兵庫県職員であることを証明する。」  
に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の職員服務規程第5条第2項に規定する職員証は、当分の間、この訓令による改正前の職員服務規程様式第2号によることができる。

## 告 示

**兵庫県告示第992号**

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残酷性を助長し、著しく恐怖心を与える、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	ファイナル・デッドブラッド (原題) FINAL DESTINATION : BLOODLINES	ワーナー・ブラザース映画

~~~~~

**兵庫県告示第993号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあつた医療機関を救急病院（救急診療所）と認定した。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

|   |           |                        |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 名 称       | 医療法人明仁会 明舞中央病院         |
|   | 所 在 地     | 明石市松が丘4丁目1番32号         |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和7年10月20日             |
|   | 認定の有効期限   | 令和10年10月19日            |
| 2 | 名 称       | 恒生病院                   |
|   | 所 在 地     | 神戸市北区道場町日下部字中ノゴウ1788番地 |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和7年11月1日              |
|   | 認定の有効期限   | 令和10年10月31日            |
| 3 | 名 称       | まつざきクリニック              |
|   | 所 在 地     | 神戸市垂水塩屋北町2-24-8        |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和7年11月1日              |
|   | 認定の有効期限   | 令和10年10月31日            |
| 4 | 名 称       | 姫路赤十字病院                |
|   | 所 在 地     | 姫路市下手野1丁目12番1号         |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和7年11月1日              |
|   | 認定の有効期限   | 令和10年10月31日            |

|           |               |                  |
|-----------|---------------|------------------|
| 5         | 名 称           | 医療法人社団医仁会 ふくやま病院 |
| 所 在 地     | 明石市磯町二丁目5—55  |                  |
| 認 定 年 月 日 | 令和7年11月1日     |                  |
| 認定の有効期限   | 令和10年10月31日   |                  |
| 6         | 名 称           | 宝塚市立病院           |
| 所 在 地     | 宝塚市小浜4—5—1    |                  |
| 認 定 年 月 日 | 令和7年11月1日     |                  |
| 認定の有効期限   | 令和10年10月31日   |                  |
| 7         | 名 称           | 社会医療法人中央会 尼崎中央病院 |
| 所 在 地     | 尼崎市潮江1丁目12番1号 |                  |
| 認 定 年 月 日 | 令和7年11月7日     |                  |
| 認定の有効期限   | 令和10年11月6日    |                  |

~~~~~

#### 兵庫県告示第994号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 神戸市大沢土地改良区

##### 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	中原 久男	神戸市北区大沢町上大沢2864番地

~~~~~

#### 兵庫県告示第995号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 神戸市西戸田土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名   | 住 所                     |
|-------|-------|-------------------------|
| 理 事   | 大塚 雅史 | 神戸市西区平野町西戸田643番地の1      |
| 同     | 山口 正博 | 同 市同区平野町西戸田222番地        |
| 同     | 井上 隆文 | 同 市同区平野町西戸田218番地        |
| 同     | 大田 和彦 | 同 市同区平野町西戸田402番地        |
| 同     | 山口 匡  | 同 市同区平野町西戸田178番地        |
| 同     | 山口 浩和 | 同 市同区平野町西戸田329番地 山口武夫様方 |
| 同     | 井上 孝彦 | 同 市同区平野町西戸田389番地の1      |
| 監 事   | 橋本 善男 | 同 市同区平野町西戸田661番地        |
| 同     | 井上 政裕 | 同 市同区平野町西戸田806番地        |

##### 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名   | 住 所                     |
|-------|-------|-------------------------|
| 理 事   | 大塚 雅史 | 神戸市西区平野町西戸田643番地の1      |
| 同     | 山口 正博 | 同 市同区平野町西戸田222番地        |
| 同     | 井上 政裕 | 同 市同区平野町西戸田806番地        |
| 同     | 山口 匡  | 同 市同区平野町西戸田178番地        |
| 同     | 山口 浩和 | 同 市同区平野町西戸田329番地 山口武夫様方 |
| 同     | 山口 浩司 | 同 市同区平野町西戸田390番地の3      |

|     |         |                    |
|-----|---------|--------------------|
| 同   | 井 上 仁 美 | 同 市同区平野町西戸田218番地   |
| 監 事 | 橋 本 善 男 | 同 市同区平野町西戸田661番地   |
| 同   | 川 崎 邦 生 | 同 市同区平野町西戸田858番地の1 |

~~~~~

**兵庫県告示第996号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**たしばな土地改良区****退任役員**

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	関 岡 俊 夫	豊岡市三宅955番地の2
同	栗 原 安 信	同 市三宅1084番地
同	平 尾 松 典	同 市森尾931番地の1
同	黒 田 清 和	同 市森尾711番地
同	赤 石 俊 彦	同 市三宅456番地
同	平 峰 拓 郎	同 市三宅463番地
同	加 谷 浩 章	同 市森尾172番地
監 事	小 畑 貢	同 市三宅231番地
同	加 谷 定	同 市森尾304番地
同	前 清 志	同 市三宅239番地

**就任役員**

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	関 岡 俊 夫	豊岡市三宅955番地の2
同	栗 原 安 信	同 市三宅1084番地
同	平 尾 松 典	同 市森尾931番地の1
同	岡 田 保	同 市森尾972番地
同	赤 石 俊 彦	同 市三宅456番地
同	平 峰 拓 郎	同 市三宅463番地
同	加 谷 浩 章	同 市森尾172番地
監 事	小 畑 貢	同 市三宅231番地
同	加 谷 定	同 市森尾304番地
同	前 清 志	同 市三宅239番地

~~~~~

**兵庫県告示第997号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称   | 認可年月日      |
|------------|------------|
| 神戸市大沢土地改良区 | 令和7年10月10日 |

~~~~~

**兵庫県告示第998号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
たちばな土地改良区	令和7年10月14日

~~~~~

**兵庫県告示第999号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））上塙地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和7年11月7日から同月27日まで
- 3 縦覧の場所  
たつの市役所

~~~~~

**兵庫県告示第1000号**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	神付60池ほか3箇所	洲本市	奥後藤池ほか4箇所
南あわじ市	片山上池		

~~~~~

**兵庫県告示第1001号**

ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定により特定ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

| 市町名   | 指定した特定ため池 | 市町名 | 指定した特定ため池 |
|-------|-----------|-----|-----------|
| 姫路市   | 岩屋新池      | 洲本市 | あらたに池     |
| 南あわじ市 | 新池ほか11箇所  |     |           |

**兵庫県告示第1002号**

令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

| 市町名 | 指定した特定農業用ため池 | 市町名   | 指定した特定農業用ため池 |
|-----|--------------|-------|--------------|
| 神戸市 | 白川大池ほか133箇所  | 姫路市   | 玉手池ほか133箇所   |
| 洲本市 | 山ノ神池ほか156箇所  | 南あわじ市 | 大谷上池ほか86箇所   |

**兵庫県告示第1003号**

令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

| 市町名   | 指定した特定ため池     | 市町名 | 指定した特定ため池   |
|-------|---------------|-----|-------------|
| 姫路市   | 町坪池ほか121箇所    | 洲本市 | 川原池ほか182箇所  |
| 三木市   | 新池ほか454箇所     | 加西市 | 庄次郎池ほか212箇所 |
| 南あわじ市 | かろふと下池ほか185箇所 | 加東市 | 尾巻池ほか84箇所   |
| 市川町   | 塩谷下池ほか45箇所    |     |             |

**兵庫県告示第1004号**

令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

| 市町名 | 指定した特定農業用ため池 | 市町名 | 指定した特定農業用ため池 |
|-----|--------------|-----|--------------|
| 西脇市 | 新池ほか8箇所      | 神河町 | 該当なし         |
| 上郡町 | 梅谷池ほか18箇所    |     |              |

~~~~~

### 兵庫県告示第1005号

令和2年兵庫県告示第425号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
三田市	なめら池ほか195箇所	加西市	境谷池ほか148箇所
丹波篠山市	奥谷池ほか70箇所	丹波市	益水池ほか54箇所

~~~~~

### 兵庫県告示第1006号

令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

| 市町名  | 指定した特定農業用ため池 | 市町名  | 指定した特定農業用ため池 |
|------|--------------|------|--------------|
| 神戸市  | 宮前の池ほか52箇所   | 豊岡市  | 梅ヶ坪池         |
| 赤穂市  | 亀谷池ほか16箇所    | 三木市  | 三割池ほか82箇所    |
| 養父市  | 四田谷池ほか5箇所    | 宍粟市  | 船谷池ほか28箇所    |
| たつの市 | 車池ほか39箇所     | 猪名川町 | 弁天池ほか17箇所    |
| 神河町  | 該当なし         | 佐用町  | 本谷池ほか27箇所    |

~~~~~

### 兵庫県告示第1007号

令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	大鳥喰池ほか40箇所	三木市	奥の池ほか27箇所
猪名川町	畑ヶ田池ほか20箇所	市川町	入角米山池ほか8箇所

~~~~~

### 兵庫県告示第1008号

令和3年兵庫県告示第1065号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

| 市町名  | 指定した特定農業用ため池 |
|------|--------------|
| 猪名川町 | 該当なし         |

~~~~~

### 兵庫県告示第1009号

令和3年兵庫県告示第1065号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
市川町	市川-144ほか4箇所	新温泉町	初峰池

~~~~~

### 兵庫県告示第1010号

令和5年兵庫県告示第979号（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

| 市町名 | 指定した特定農業用ため池 |
|-----|--------------|
| 神戸市 | 二ツ坂の池ほか73箇所  |

~~~~~

### 兵庫県告示第1011号

令和5年兵庫県告示第980号（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyutentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyutentameike.html)

市 町 名	指定した特定ため池
神 戸 市	内野池上池ほか38箇所

~~~~~

### 兵庫県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年11月7日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年11月7日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域                   |    |                 |               |    |
|--------------------|-----------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|                    | 区 間                         | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>志 筑 郡 家 線    | 淡路市中田42番2から<br>同 市中田399番1まで | 旧  | 7.0から<br>9.0まで  | 65.0          |    |
|                    |                             | 新  | 8.0から<br>12.0まで | 65.0          |    |

### 公 告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年11月7日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 1 調達内容

##### (1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか4庁舎で使用する電気 予定量7,460,524キロワット時／年

##### (2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

##### (3) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

##### (4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

##### (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局物品管理課 電話 (078) 341-7711 内線75787

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線74674

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和7年11月7日(金)から同月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課 担当 上月

電話 (078) 341-7711 内線72125

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和7年11月10日(月)から同月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年12月19日(金)午前10時から

場所 兵庫県総務部職員局管財課内(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和7年12月18日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年12月17日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和7年11月25日(火)午後5時までに提出すること。

また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 7,460,524kWh/1 year

- (3) Fulfillment period:  
From April 1, 2026 through March 31, 2027
- (4) Location:  
As per designated by the head of the procuring entity in specification
- (5) Deadline for tender:  
17:00 December 18, 2025 by direct delivery  
17:00 December 18, 2025 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Kozuki, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078) 341-7711 Ext. 72125

~~~~~

### 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所 在 地	面積 (m <sup>2</sup> )	地 目
13	姫路市夢前町前之庄字荒神山30番193	192.04	宅地
14	姫路市香寺町溝口字東谷386番34	157.69	宅地
15	たつの市揖西町中垣内字岩神甲535番	1554.27	宅地
16	豊岡市日高町鶴岡字大塚414番3	654.77	宅地
17	丹波市柏原町柏原字三味ノ下3352番4	703.43	宅地
18	淡路市生穂字川尻1774番8, 1774番9	683.65	宅地
19	南あわじ市広田広田字成福寺原683番25, 683番26	376.69	宅地

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは

不正の利益を得るために連合した者

- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

令和7年11月7日（金）から同年12月5日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

5 入札の方法、場所及び受付期間

(1) 方法

入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。

(2) 場所

前記3に同じ

(3) 受付期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月8日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

(2) 日時

令和8年1月13日（火）午後2時から

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班

電話 (078) 362-3111



### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年11月7日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

除雪トラック 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和7年10月17日

4 落札者の名称及び住所

UD トラックス株式会社神戸カスタマーセンター

神戸市東灘区魚崎南町2丁目19番25号

5 落札金額

45,699,500円（税込）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和7年9月5日